

令和4年度

第4回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年7月26日（火）

佐々町農業委員会

令和4年7月 第4回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年7月26日(火)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年7月26日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
13	濱野 卓也 君	3	池田 義君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地改良等届出書について

(4) 審議事項

第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第16号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第17号議案 農用地利用配分計画（案）について

第18号議案 非農地通知申出書について（小浦地区）

(5) 協議事項

令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について

(6) その他

①8月定例会の日程について

②令和4年度地区別農業委員会委員研修会日程について

③農業委員会視察研修について

④令和4年度最適化活動の目標の設定について

⑤その他

事務局長（金子 剛君） 皆さん、こんにちは。時間ちょっと早いようですが、ただいまから令和4年度第4回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。連日暑い日が続いております。一時は水不足が懸念されておりましたけれども、何とか作付も終わり、水稻の生育も順調に進んでいるものと思われま。また、先日、県北振興局にお伺いしたところ、害虫の被害もそう今のところ目立っていないということで言われております。このまま何事もなく実りの秋を迎えられることを期待しております。

また、先週からですか、連日のようにコロナの感染拡大が急速に広まっており、なかなか収まる気配が見えない状況であります。8月の半ばを過ぎないと減少の傾向に移らないのではないかとこのふうにも言われております。そのような中に、委員の皆さんにおかれましては、農地パトロールとか、いろいろ活動をお願いしなければなりません、感染対策を十分に取られ、また、熱中症など注意されて活動され、また、本日の議事がスムーズに進行しますよう、よろしく申し上げます。挨拶といたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

本日の農業委員さんは全員出席でございます。それから、最適化推進委員さんにつきましても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長へお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、13番、濱野卓也委員、3番、池田邦義委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

以上、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農地改良等届出書について、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 報告第1号農地改良等届出書について説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

7月14日付でこのように農地改良等届出書が提出されております。届出者につきましては、住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、佐々町栗林免575の10。登記地目、現況地目、ともに畑。面積355m²。該当部分につきましては355m²。野菜を作られている状況です。所有者、耕作者、ともに届出人の〇〇〇〇氏でございます。

場所につきましては、資料の14ページ、15ページに位置図をつけておりますが、この位置図が拡大した図面がなくてちょっと分かりづらいですので、口頭で説明させていただきますと、町道神田線の途中に〇〇〇〇さんがあると思います。〇〇〇〇さんの横から坂を上がっていく道があると思うんですけども、その坂を上がって200mもないと思います。上がっていく途中、上がって行って、その右手側に該当の農地がございます。

現況につきましては、まず、資料の3ページに航空写真をつけておりますので、御覧ください。この3ページのピンクで囲んだ部分、これが今回の届出の該当部分になりまして、次の資料の4ページに現況の写真をつけております。現況の写真の24番のほうを見ていただいて、その写真の左側、少し高さがあると思うんですけども、右側が下がっていると思うんですけども、ここの右側の部分をかさ上げされたいという届出でございます。

1ページに戻っていただいて、農地改良を必要とされる理由につきましては、段差をなくして機械の搬入・搬出等の効率化を図るためということで、引き続き、改良していただいた後も農地として利用されるということです。

工事の期間は、許可後から今年度いっぱい、令和5年3月31日までに改良されるということです。

工事の概要につきましては、1ページの5の工事の概要と資料の6ページを併せて見ていただければと思います。資料の6ページの青で囲んだ部分があると思うんですけども、そこから上に行っていただいたら、ちょっと下がっていると思います。この部分に書いてありますとおり、壤土、真土を30cm、20cmをかさ増しということで、量につきましては、真土が30.2m³、壤土につきましては45.3m³を入れられるというところです。

説明については以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。——よろしいですかね。ないようですので、報告事項を終了いたします。

次に、日程4、審議事項に入ります。

第15号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の7ページを御覧ください。

議案第15号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について、こちらは知事許可でございます。

朗読説明させていただきます。

3筆ございます。土地の所在地、佐々町栗林免字多里門575番1、佐々町栗林免字多里門575番6、佐々町栗林免字多里門575番9。登記、現況、地目、それぞれ3筆とも畑でございます。面積につきましては、575番1が311m²、575番6が36m²、575番9が106m²の3筆で計453m²でございます。借受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、公務員。貸出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、公務員兼農業。こちらにつきましては、貸出人が借受人のお父さんになりまして、こちらは使用权の貸借になります。転用目的は、一般の個人住宅ということで、木造の平屋建てを1棟、105.16m²の平屋建てを建設されます。それと、進入用の道路になります。場所につきましては、先ほどの農地の改良届が出ていた場所の隣接地になります。

資料の26ページを御覧ください。

資料の26ページの黄色で示している3筆が今回の申請地になります。先ほどの農地改良届につけていた航空写真では575の1というのがあったんですけども、それを575の1が575の1と575の10に分筆された状態です。575の10につきましては、そのまま畑として使用されると。今回、575の1の部分、半分の部分に家を建てられるということになります。

現況写真につきましては、資料の17ページから25ページになります。それぞれいろんな方向から写真を撮られておりまして、資料の16ページに数字が振ってあると思えますけれども、17ページから25ページまでにも数字が振ってありまして、それぞれその角度から見た写真となっております。

続きまして、資料の28ページと29ページを御覧ください。

被害防除計画書につきましては、まず、造成計画の内容につきましては、盛土等を行わず、現状のまま利用されるということです。それに伴う被害防除措置としては、擁壁を設けるとなっております。

雨水につきましては、29ページの青色で示した部分が側溝になりまして、側溝に流す下水道放流ということでなっております。汚水につきましては、黄色で示した部分、29ページの黄色で示した部分が動線になっておりまして、こちらが下水道に接続されておりますので、そちらに流すということになっております。

隣接地も、575の10につきましても、申請者の所有農地になりますので、特に隣接地、ほかに農地はないといったところです。

資料の30ページから31ページにつきましては、それぞれ住宅の平面図、立面図をつけております。

すいません、こちらにつきましては、7月の15日に、事務局と池田邦義委員、筒井委員のほうで現地の確認をさせていただいたところです。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について、地元委員の説明をお願いします。17番。

推進委員（筒井 浩一君） 先刻、15日の日に、池田委員と局長と本人さんと私と現地確認してまいりました。周りには家はなく、畑もこれ改良されて、もう農地は後ろにありますけど、さほど日照問題もないかと思います。雨水も大きな側溝がありまして、そこに流すということで、下水もありまして、何も問題はないかと思います。よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。——ないようですので、採決をいたします。第15号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第16号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の33ページを御覧ください。

第16号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり、計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和4年7月26日、佐々町農業委員会会長。

資料の34ページを御覧ください。

朗読説明させていただきます。

権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借手農家、長崎市尾上町3の1、公益財団法人長崎県農業振興公社。土地の所在、鴨川免字鴨川下、地番125。地目、田。面積1,837m²。権利の種類、賃借権。区域区分、農用地。設定内容、金納、年10万円の10年契約でございます。

説明は以上になります。

すいません。こちらにつきましては、中間管理を通した契約になります。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。2番。

2番（濱野 努君） 2番です。金納ということで10万円ってなっていますが、これは現在、

何も今年は耕作されていなくて、ここに施設、ハウスを建てられる予定になっておりますので、10万円という形になっております。後でまた話があるかと思いますが、先に述べさせていただきます。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——ないようですので、採決をいたします。第16号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。

第17号議案農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の35ページを御覧ください。

第17号議案農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり、農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求めます。令和4年7月26日、佐々町農業委員会会長。

資料の36ページを御覧ください。

朗読説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほどの集積のほうと関連しまして、農地中間管理機構から受け手との契約になります。利用配分をする者、長崎市尾上町3の1、公益財団法人長崎県農業振興公社。利用配分を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、鴨川免字鴨川下、地番125。地目、田。面積1,837m²。借手農家耕作面積4,682m²。権利の種類、賃借権。区域区分、農用地。設定内容、金納、年10万円、10年契約でございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。——ないようですので、採決をいたします。第17号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数で承認することといたします。ありがとうございました。

次に、本日追加資料となっております第18号議案非農地通知申出書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 追加資料の1ページを御覧ください。

議案第18号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求めます。対象農地、別紙のとおり。令和4年7月26日、佐々町農業委員会会長。

資料の3ページを御覧ください。

昨日、7月25日付で非農地通知申出書が提出されております。申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、佐々町小浦免180の2。登記地目、畑。面積662m²。こちら、場所につきましては、資料の5ページと航空写真で資料の7ページに位置図をつけております。

航空写真の7ページを見ていただきまして、申請地が7ページの青で囲んだ部分になりまして、航空写真の下に、横に道路が走っていると思います。こちらが県道佐世保鹿町線でございます。小浦駅とかの近くです。これの申請地からもう下の道路のほうに行ってください、喫茶店、〇〇〇〇さんがあると思うんですけれども、その横から入って行って、歩いて行けるような場所になります。

こちらにつきましては、資料の2ページに現地調査票をつけておりまして、現地調査のほうを5月の17日に、事務局、吉野会長、福田委員と申請者と現地調査をさせていただいております。

こちら、調査が5月17日で、非農地通知申出書が7月25日となっているところにつきましては、現地調査票の申出人のところが〇〇〇〇さんという別の方になっていると思います。これが、経緯といたしましては、5月に〇〇〇〇さんから非農地申出書が事務局に提出をされておりました。これが、資料の4ページを御覧ください。申請地の登記簿をつけております。この登記簿の下の部分、権利部（甲区）というところを見ていただいて、その順位番号1、もともと〇〇〇〇さんという方が所有者になっておられまして、その下、2番、平成12年の1月21日に、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが売買をされております。ただ、売買はされておりますけれども、順位番号2番の右に、登記の目的で条件付所有権移転仮登記と記載されておりますとおり、本登記がされていない状況で終わっておりまして、仮登記の状況です。なので、実際、所有者としては〇〇〇〇さんが所有者ということで、5月に〇〇〇〇さんが非農地申出書を出されたんですけれども、申請人としては〇〇〇〇さんではなくて〇〇〇〇さんになるだろうということで一度取下げがありまして、今回、7月の25日に、所有者の〇〇〇〇さんから申出が出てきましたので、今回、追加議案とさせていただいたところでは、

すいません、2ページに戻りまして、調査をさせていただいた結果、現況として原野化しており、今後、農地として再生不可と判断させていただいたところでは、

状況につきましては、資料の8ページ、これが当日撮った写真でございます。もう生い茂って農地とは言えない再生不可と判断をさせていただきました。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 5月17日に、事務局、吉野会長、地主さんと現地確認を行いました。写真でも分かるように、農地としては難しいと判断されます。皆様の判断、よろしくをお願いします。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 先ほど、登記簿等のところで御説明があったんですが、〇〇〇〇さん、相続に基づいて2分の1ずつしか持たない。〇〇〇〇さんと共有地ですよ、これが。それで、申請人がその一方の方だけ、2分の1の所有権をお持ちの方からだけしか出ていないので、流れとしては、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが何らかの形で〇〇〇〇さんに一任をしたとか、委任状とか、そういうものをつけておくと、2分の1の権利はそのまま別のところにあるんで、〇〇〇〇さんの権利は2分の1しかないんで、条件としては、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが非農地申出をしたというふうに整理をすべきだというふうに思っています。

それで、〇〇〇〇さんからそれを証する書面として委任状を頂いていただいたほうがより効果的な申請書になるんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

会長（吉野 裕君） 書記。

書記（立石 徹君） 築城委員がおっしゃられるとおり、先ほどの資料の4ページを見ていただきますと、権利部の一番下、3番の部分に、1番の〇〇〇〇さんから相続がされておりました、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんというお二人が2分の1ずつ所有をされているとなっております、今回、昨日、一方の〇〇〇〇さんの名前で申請があったときに、事務局としても、築城さんがおっしゃられるように、もう一人の〇〇〇〇さんの同意とか、連名で申出を頂くとか、お二人の名前が必要じゃないかということで窓口でお伝えをしたんですけども、その後、佐世保市の農業委員会にどういう取扱いをしていますかとお尋ねをさせていただいたら、このような場合、もう相続人お一人からの申請でも受け付けていると。佐世保市さんの理由としては、地目変更するときに、相続人のお一人の名前でも地目変更ができると。それに合わせた状態で非農地申出書も考えているというところがありましたので、今回〇〇〇〇さんのお一人の名前で受付をさせていただいたところです。

以上になります。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 今の事務局の説明はちょっとおかしいんじゃないかな。5番委員さんが言うように、佐世保は佐世保、佐々は佐々の農業委員会というのが独立した機関やけんさ、

そこら辺はやっぱり佐々としてのやり方、別に佐世保に見習う必要はないと思うんですけどね。俺は5番委員さんの意見に賛成です。

以上です。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 私は特別に問題にしているわけじゃないんですが、非農地の申出書という題目からすると、相続人同士の間でそういう内諾ができておるんだらうということは想定できるんですね。そこで、連名にするかどうかの世界であって、この申請書が間違っているとかということを行っているわけじゃないんですよ。流れ的には、2分の1の権利を持っている方が同意をしているんですかということが分かれば済むことなので、基本的にはそのことが証する書面として何かあれば足りること。所有権を変えるということじゃございませんから、申出をして承認を得るとのことだけの行為なので、その辺はそういうふうな何か書面を分かりやすくしたほうがいいんじゃないかと。

先ほど、市役所は、佐世保はこうしているけどって、それは佐世保のルールとしてそうしているのであって、今、3番委員さんがおっしゃるように、現実には、佐々町はこういう取扱いについてはこうしますという流れをつくっていただければそれで済むことだというふうに思っています。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、築城委員さんがおっしゃるとおりでございます。これについては、一応、法的にはちょっと要るか要らないかは特に調べてはいないんですけども、あくまでも今書記が言いました佐世保市に確認したと。それに右へ倣えをするんじゃないくて、今、〇〇〇〇さんからは当然申請も出ているし、同意書ももらっているんですよ。ただ、もう一人の〇〇〇〇さんがちょっと障害があられる方で、長崎市内に今は何か入院されているといえますか、施設に入っていらっしゃるといような状況で、お話はされているみたいなんですけども。

佐々町の農業委員会のやり方ということで、本来、私も同意をもらわないといけないんじゃないのということで確認したら、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのお兄さんですね、この方が代証人を通じて、司法書士の方に尋ねられているわけです。同意をもうもらいにいくということで尋ねたところ、「佐世保市はこういうふうに行っているけど、要らないんじゃないの」ということ言われたんですよ、事務局のほうに。それで、佐世保市に確認した結果、そういったことであつたので、昨日の話でもあつたし、ちょっと急ぎもしていたということがございまして、今のところ、〇〇〇〇さんからの同意はもらっていな

いという状況でございます。ただ、今後、農業委員会の総会で決定したということで、同意のほうはもらおうかなというふうに考えております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 休憩いたします。

（休 憩 午後 14 時 05 分）

（会議再開 午後 14 時 20 分）

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） この非農地申請につきましては、所有者が2分の1ということになっておりますので、お一人からは同意書ももらっております。今現在、もう一人の方からは同意書ももらっていないという状況ですので、これをもう一人の方から、もらっていない方から同意をもらうということで非農地通知書を発行したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

会長（吉野 裕君） ただいま事務局長が説明したとおりで、あと2分の1の方の同意書ももらうということが条件でこの非農地申出書に賛成の方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、今申し上げたとおりの経過で非農地と判断いたします。

次に、日程5、令和4年度農地パトロールの実施に移ります。

事務局からお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 協議事項、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について説明をさせていただきます。

今年度の農地パトロールにつきましては、これは皆さん御存じのとおり、農地法上、農業委員会の義務となっておりますので、行う必要があります。今年度におきましても各班に分かれていただいて、それぞれ9月末までにパトロールを終えていただければと思います。

今日、各班の班長さんには席に調査票のほうを配付させていただいております。あわせて、この部屋の奥にそれぞれの地区の航空写真を置いております。もちろん、今日、持って帰るといってはちょっとできないと思いますので、必要に応じて事務局まで必要な場合は取りに来ていただければお渡ししたいというふうに思っております。

今、夏本番ですので、もちろん熱中症等が危惧されますので、夏ではあるんですけど、少しでも涼しい時間帯に回っていただいたり、水分を取っていただいて熱中症対策をしながらパトロールを行っていただければと思います。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 何かこの件について御質問はありませんか。

ここ数年の間で大分、非農地しておりますので、当初みたいにそう多くはないのではないかとは思っております。書記が申しますように、暑さ対策を取りながら涼しい時間にやっていたらと思います。

それでは、よろしいですかね。（ 「はい」 の声あり ）

最後に、日程6に移ります。

事務局からお願いします。書記。

書記（立石 徹君） まず、その他の①8月定例会の日程についてということで、すいません、まず五役会のほうが8月17日水曜日の13時30分から、2階の会議室で開催予定となっております。8月の総会につきましては、8月の25日木曜日です。ちょっと気をつけていただきたいのが、13時からです。いつもより30分早く開始をしたいと思っております。場所につきましては、この部屋で開催したいと思っております。

すいません、②令和4年度地区別農業委員会委員研修会日程についてということで、こちらにつきましては、資料の37ページを御覧ください。これも毎年1回、地区別の農業委員会の研修がありまして、佐々町が上から4番目、8月25日木曜日の15時からとなっております。2時間程度なので、17時ぐらいまでです。先ほどの総会と同じ日付になっておりまして、こちらが15時からということで、ちょっと30分早めて本町の総会のほうを開始させていただきたいと思っております。ちょっと長丁場にはなりますけれども、貴重な研修の機会ですので、参加をぜひいただきたいと思っております。

続きまして、その他、③農業委員会視察研修についてということで、資料の38ページから40ページを御覧ください。

先月の総会のほうで、今年度の視察研修について、農業委員さんのほうから大分県国東半島のほうはどうかと御意見がありましたので、業者のほうにお願いして、38ページから40ページにあるとおり、3通りの視察研修の提案を頂きました。

ここに示しているんですけども、すいません、この総会の資料をお送りした後に、実際、国東市さんが受け入れていただけるのかというところで確認をしたところ、残念ながら、今、コロナが感染拡大しているというところがあって、今、受入れというのはちょっと厳しいかなと。先の話ではあるんですけど、ちょっと厳しいかなということでお断りがありました。コロナプラス、国東市さんが農業委員の改選だったりがあったばかりで、少し事務局としてもコロナも併せて対応できないということでは言われました。

それと、佐世保市さんとか、平戸市さんとか、近隣の市町に今年度の視察研修の状況についてお尋ねをしました。結果として、平戸市、松浦市、小値賀町さんにつきましては、

先月やその前の月の総会の中で、一応、場所は未定ですけれども、秋頃に実施をするという話にはなったみたいなんですけれども、コロナ感染の拡大を受けてちょっとそれが白紙で、もう一度協議をするというところで、もう全くの未定とのことです。佐世保市さんにつきましては、佐世保市さんの農業委員さんの中で宇久のメガソーラーがよく話題に上がっていたということで、佐世保市さんは先日、宇久に視察に行かれたようで、日帰りの。その宇久の視察をもって今年度の視察研修とするということで、もうこの後は何も視察研修、今年度は行わないというところでした。

一応、そういうところで、国東市さんがもう駄目になって、ちょっとまたコロナも増えている中で、ちょっとまた本町のほうもまず視察研修を行うかどうかから再度協議する必要があるのかなと思っております。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 研修についてはどうですか。来年の5月までと期限を延ばして計画をやり直すか、もうやらないか。5番。

5番（築城 武美君） 農業委員の任期が来年の7月までですよ。今、ここにおられる方、来年以降も引き続き務められる方、御勇退をされる方、いろいろいらっしゃるんだろうという話が五役会の中でも出まして、できれば今の任期中に行けるところは行きたいねっていう話が出たんです。

しかし、今の状況からいうと、本当に行けるんだろうかという話が出てきているんですけども、結果的には、御勇退をお考えになっておる方たちにしてみれば、もう最後の視察ということになるので、その辺はいかなものでしょうかということがあって、先ほど会長がおっしゃられましたけれども、5月ぐらいまで延ばして検討したらっていう話が、今、会長からあったんですけれども、その辺までちょっと融通を利かせて延ばしたところで再計画をしたらどうでしょうかというのが意見でございます。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） 視察研修ですが、一応、せっかくこれだけ研修会というか、一応、これを今、ここに出ている委員も含めて、そのときにどうなるかというのは全くちょっと多分未定だと思いますけれども、これはこれで取っておいて、先方さんにもお聞きしながら、これはこれで進められたらどうかなと。それとほかにもしあれば、ほかの部分も考えながら、5番委員さんが言われていたとおり、せっかくなのでどこか行きたいという形ではあるのかなと思いますけど、一応、そのところの検討をされたらどうでしょうか。

以上です。

会長（吉野 裕君） 研修については、以上のような意見でよろしいですかね。ということで、

再検討ということで。

書記（立石 徹君） すいません、その他の④令和4年度最適化活動の目標の設定についてということで、資料の41ページから43ページを御覧ください。

こちらにつきましては、農業委員会が農地の集積とか、遊休農地の解消とか、新規参入の促進とかという農地の利用の最適化の活動を実施する必要がありますが、毎年度、その年の目標を設定する必要があります。目標を設定して公表する必要がありますが、こちらにつきましては、今年度の目標を事務局のほうで作成をさせていただきました。3ページあるんですけども、抜粋して重要なところだけ説明をさせていただきます。

資料の43ページを御覧ください。

43ページの2番、最適化活動の活動目標ということで、こちらは推進委員さん等の活動の日数の目標、そこに書いてありますとおり、1人当たりの活動日数を月8日とさせていただきました。県内でもちょっと様々、日数の設定があるんですけども、基本的には8日以上は設定をしているということで、本町につきましても月8日ということで、8日ということで設定をさせていただきました。

2番、（2）活動強化月間の設定目標につきましては、その下に書いてありますとおり、3回を強化月間として設定をさせていただきました。内容につきましては、3月から4月と9月から10月を取組項目、農地の集積ということで、その時期が期間満了を迎える利用権の設定がございますので、引き続き、継続更新やそのほかの新規の設定に向けて、農地所有者や担い手等の意向活動を実施したいと思っております。8月から9月につきましては、遊休農地の解消ということで、農地パトロール、その結果に基づいた利用意向調査の実施と確実な回収ということでしたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

すいません、その他の⑤その他ということで、農業者年金のパンフレットを各委員の皆さんに5部ずつ配付をしております。こちらをお使いいただいて農業者年金の加入の推進活動を行っていただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） その他で皆さんのほうからはありませんか。2番。

2番（濱野 努君） 今の農業者年金なんですが、ここであとお二方ぐらい何かおられるということで、山下委員、池田委員さんも何か勧めたいという御希望があられますので、そちらのほうを重点的にさせていただこうかなと思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） よろしくお願ひします。

ほかに皆さんのほうからありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） これはちょっと皆様方に報告というわけじゃないわけですけど、経過的にですね。皆様方は市場免の再開発であそこ、田の中を今、今年作付していないんですけど、あの田の中が全部白紙になりました。それは皆さんもうわさで御存じのことだと思います。

それで、結局、〇〇〇〇さんがもう撤退するというので、独断で決められたようなんです。全くテナントで入る〇〇〇〇とか、それとか〇〇〇〇さんがいわゆるかなり動いてくれたんですけど、〇〇〇〇の会長が6月の30日、いきなり白紙撤回ということで撤回されましたので、皆様、いろいろと御存じでしょうけど、一応報告、皆さんに知っていただいておきたいと、知らせておきたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） あそこの市場免の商業施設については大分期待はしておったとですけど、現在の世界状況、経済状況のあおりで多分このような結果になられたのではないかと察知しております。

3番（池田 邦義君） 当初の予定よりもやはり2.5倍の何か金額的に膨らんだそうです。だから、もうとてもじゃないができないということで、白紙ということになったようです。その後、いろいろ何か言っているらしいんですけどね。あした、地主さんだけで集まって意見交換会。今、せっかくまとまってあそこを貸すという段階まで行っていたので、その後もこのまま地主さんたちが継続して今後の開発に協力するのかもしれないのかという、そこら辺の意見交換会も含めて明日あります。その結果、どうなるかは分かりませんがね。ともかく、ただ、もう全く白紙のような状態です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——なければ、以上で日程が全て終了しました。

本日の会議をこれで終わらせていただきます。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 14 時 40 分 ）